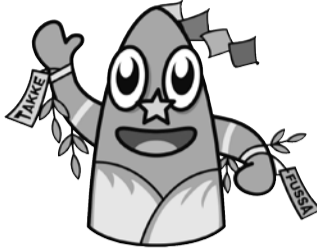


市税だより

平成31年2月1日 発行
発行 福生市 ☎551-1610
編集 市民部 課税課

福生市のホームページ
<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>



市では、学校や社会福祉施設などの整備や運営、お年寄りや障害のある方などに対する各種支援、生活習慣病の予防やごみの処分などの保健衛生、道路や公園の整備など都市基盤整備等、市民の皆さんに快適で豊かな生活を送っていただくための様々な事業や施策を行っております。これらの「公共の仕事」を行うためには資金が必要となりますが、その資金を「税金」という形で市民の皆さんに負担をしていただいております。



福生市公式キャラクター
たっけー☆☆

平成31年度(30年分)医療費控除について

平成30年中に本人や生計を一にする親族のために支払った医療費がある方は、医療費控除として申告することができる場合があります。

なお、医療費控除は、支払った医療費が還付されるものではなく、所得控除の申告で課税される所得金額が下がったことによって、既に納めた所得税が還付されたり、住民税が減額されたりするものです。したがって、所得税、住民税が非課税の方は医療費控除の申告をしても影響はありません。

【医療費控除の申告方法】

確定申告等をする際は、従来の医療費控除を申告する場合には「医療費控除の明細書」、セルフメディケーション税制の控除を申告する場合は「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要になりました。

領収書については、提出は不要となりますが、ご自身で5年間保管する必要があります。市または税務署から求められたときには、提示または提出しなければなりません。

各健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」により明細書の記入を省略できることがあります。ご不明な場合は、各保険者等にご確認ください。

※平成31年分までの申告は、従前どおり医療費の領収書の添付または提示によることも可能です。

「医療費控除の明細書」及び「セルフメディケーション税制の明細書」は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/>) からダウンロードできます。

【医療費控除の申告の注意事項】

- ①治療に要する費用であること
- ②平成30年中に支払ったものであること(領収日で判断)
- ③補填金(生命保険金・高額療養費・出産育児一時金等)は、支払った医療費から控除する必要があります
※12月分の補填金は、見込みで精算してください。
- ④「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を作成し添付する必要があります。
※領収書の原本は5年間各自で保管する必要があります。

セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除の特例)を受けることができます。

※特定一般用医薬品…医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)。

(注)セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、通常の医療費控除との選択適用となります。したがって、通常の医療費控除を併せて受けることはできません。また、いずれかの適用をした後、更正の請求や修正申告によりこの選択を変更することはできません。

医療費控除の対象となるもの・ならないもの(例示)

	対象となるもの	対象とならないもの
医療費	<ul style="list-style-type: none">・風邪等の治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用・人工透析の費用・レーシック手術の費用・医療用器具の購入や賃借のための費用・医師による治療の一環で装用する場合のメガネの購入代・不妊治療、人工授精、妊娠中絶、流産の費用・成長を阻害しないようにするための歯列矯正費用(一般的に20歳位まで)・成人用おむつ代(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要) ※対象となるのは、次の条件をいずれも満たす方 ①傷病により、おむね6ヶ月以上にわたり、寝たきりの状態にあると認められる方 ②当該傷病について、医師による治療を継続して行う必要があり、おむつの使用が必要と認められる方・介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの対価	<ul style="list-style-type: none">・診断書作成料・インフルエンザなどの予防接種費用・美容整形手術の費用・美容整形としての歯列矯正費用・健康増進のためのビタミン剤・健康ドリンク代・差額ベッド代・健康診断の費用 ※人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、または特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。・眼鏡等の購入費用(医師による治療の一環で装用する場合は対象となります)・身体障害者の車イス・血圧計・ペットの治療代
交通費	<p>認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none">※交通費が認められるのは原則本人のみです。・本人通院の電車・バス代・出産の入院時などの緊急性のある場合のタクシー代	<p>認められないもの</p> <ul style="list-style-type: none">・タクシー代(緊急性がある場合、他の交通手段がない場合は除く)・付添人、見舞いの家族の交通費・自家用車で通院する場合の燃料代や駐車料金

※医療費控除について、詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。青梅税務署 電話 0428-22-3185



資源有効利用のため本紙は再生紙を使用しています。